

感染拡大防止に向けた施策について

【令和2年11月17日】改訂

集中対策期間

～これ以上の感染拡大を徹底して抑え込むため、集中的に取り組む施策～

期 間

令和2年11月7日(土)から令和2年11月27日(金)まで3週間

内 容

特措法第24条第9項に基づくより強い協力要請を行うとともに、更なる感染拡大防止対策を実施

特措法第24条第9項に基づく協力要請等の実施

札幌市内

【道民及び札幌市内に滞在している皆様への要請】

■感染リスクを回避できない場合

- ・ 不要不急の外出を控える
- ・ 市外との不要不急の往来を控える

■札幌市中央区のうち、南3条西2丁目、南3条西6丁目、南8条西2丁目、南8条西6丁目に囲まれた区域においては、22時から翌5時まで、酒類を提供する施設（酒類提供時間を5時から22時までとしている施設を除く）の利用を控える

■「新北海道スタイル」の実践を宣言している店舗や施設を選んで利用

■テレワークや時差出勤などのより一層の徹底

■国の接触確認アプリ（COCOA）や道のコロナ通知システムの徹底した活用

【札幌市内の事業者の皆様への要請】

■札幌市中央区のうち、南3条西2丁目、南3条西6丁目、南8条西2丁目、南8条西6丁目に囲まれた区域における酒類提供を行う施設に対し、営業時間等の短縮（対象地域、施設、営業時間等は別添のとおり）

■新北海道スタイルなど、感染拡大防止対策の再確認と徹底

道内全域（札幌市内を除く）

【道民及び道内に滞在している皆様への要請】

■ 感染リスクを回避できない場合

・ 札幌市との不要不急の往来を控える

■ 感染リスクを回避する行動の 更なる徹底。特に飲食の場面における リスク回避の徹底

■ マスクの着用など高齢者、基礎疾患を有する方等と接する場合の慎重な行動の 徹底

■ 発熱や咳があるなど体調が悪い場合に外出を控える

■ 「新北海道スタイル」の実践を宣言している店舗や施設を選んで利用

■ テレワークの推進や時差出勤などの更なる活用

■ 国の接触確認アプリ（COCOA）や道のコロナ通知システムの更なる活用

【事業者の皆様への要請】

■ 新北海道スタイルなど、感染拡大防止対策の更なる徹底

特措法に基づく協力要請の内容の補足 ～ 札幌市内を含む道内全域 ～ （参考）

■ **感染リスクを回避できない場合の例**

○ 新北海道スタイルを実践していない施設等の利用

○ 密閉された屋内において、人との距離が十分に保たれない長時間の会合

○ 飲食の場面においては、大人数、例えば5人以上の集まり、マスクをしない大声での会話、
2時間を超えるような長時間の飲食 など

■ **体調が悪い場合の例**

○ 発熱や倦怠感、咳、のどの痛み、味覚・嗅覚の異常、筋肉関節の痛み、吐き気
がある場合など

感染拡大防止対策の更なる強化

■感染者の増加を見越した相談診療検査体制の更なる整備

- ・感染の兆候を把握し検査につなげるため、一般相談窓口の体制強化
- ・発熱患者に対する診療体制等の整備
- ・感染拡大地域における重点的なPCR検査等の実施
- ・集団感染が発生した際の振興局ごとの即応体制の整備や「北海道感染症広域支援チーム」の迅速な編成・派遣
- ・感染者が発生した施設に対する感染予防策の徹底などのアフターフォロー

■普及啓発等の強化

- ・「普及啓発用資料」の活用、出前講座の実施
- ・札幌市内の多くの人が利用する場所での集中的な広報
- ・繁華街でのマスク着用などの個別啓発
- ・新北海道スタイルの実践やテレワークの推進など、企業に対する働きかけ

すすきの地区の事業者の皆さまへの協力要請

営業時間の短縮等の協力要請

区域	すすきの地区 (南3条から南8条まで、西2丁目から西6丁目までの区域)
期間	11月7日(土)から11月27日(金)までの3週間 (遅くとも11月11日(水))
対象施設	○接待を伴う飲食店 ○酒類提供を行う飲食店 ○酒類提供を行うカラオケ店 ○酒類提供を行う料理店・食堂等

対象施設と要請内容

対象施設

接待を伴う飲食店
(キャバレー、ホストクラブ等)

酒類提供を行う飲食店
(バー、ナイトクラブ等)

酒類提供を行うカラオケ店

酒類提供を行う料理店・食堂等
(居酒屋、ラーメン店、そば屋等)



要請内容

営業時間を短縮

営業時間は
「午前5時から午後10時まで」

酒類提供時間を短縮

酒類提供時間は
「午前5時から午後10時まで」

新北海道スタイルに基づく対策を徹底